

## 子どもの権利について

## 1 子どもの権利条約

国際人権規約において定められている権利を児童においても守られることを、具体的に規定した条約で、1989年第44回国連総会において採択され、1990年に発効した。日本は1994年に批准している。

この条約では、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が守られることが定められている。

## 2 他市町村における動き

子どもの権利条例を制定している市町村（北海道）

番号	市町村名	備考
1	札幌市	平成20年制定
2	北広島市	平成24年制定
3	旭川市	平成24年制定
4	滝川市	平成21年制定
5	士別市	平成25年制定
6	奈井江町	平成14年制定
7	芽室町	平成18年制定
8	幕別町	平成22年制定
9	函館市	制定に向け準備中

## 3 えべつ・安心子育てプランにおける施策の展開

- (1) 基本目標 「子どもが笑顔で育つ」まちづくり
- (2) 基本施策 子どもの育ちの保障
- (3) 施策の展開 子どもの権利条約の普及

子どもの権利条約では、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を守ることが定められていますが、子どもを取り巻く実情をみると、子どもが被害者となる事件や虐待、いじめの他、不登校、ひきこもり、少年犯罪など子どもを取り巻く様々な社会問題が深刻化しています。

子どもが、幸福で愛情及び理解のある雰囲気の中で健全に成長するために、この条約の内容が、子どもだけでなくその親や学校教育現場、そして社会全体に対しても一層浸透するよう普及啓発を進めることが必要です。

そのため、市の広報やホームページを活用した情報提供の推進や研修会などの機会を利用し、子どもの権利に対する市民意識の向上に努めます。

#### 4 当市における取り組み

##### 子どもの権利を守るための取り組み

- ・家庭児童相談事業
- ・江別市家庭児童対策地域協議会事業
- ・乳幼児虐待予防支援事業
- ・いじめ・不登校対策事業
- ・「心の教室」相談事業
- ・スクールカウンセラー事業
- ・えべつ中学生サミット

等